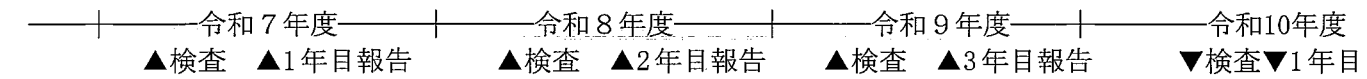


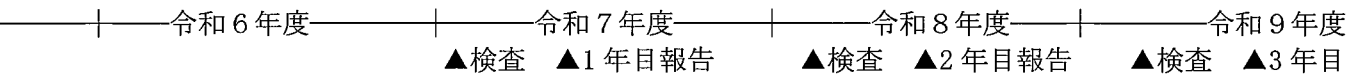
○実施状況表 大臣項目の3年で全数確認について

- ・国土交通大臣が定める14の検査項目は、3年で一巡していることが必要です。
- ・3年目報告では、大臣項目のある建築設備で該当する大臣項目の全数の検査が完了していることを確認してください。
- ・前回、前々回の実施状況が不明のものは、前回、前々回の検査での実施は無いものとみなします。

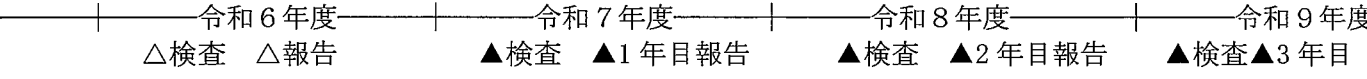
- ・令和7.4/1以後に検査し令和7年度に報告がなされたものは、令和7年度が初年度になります。



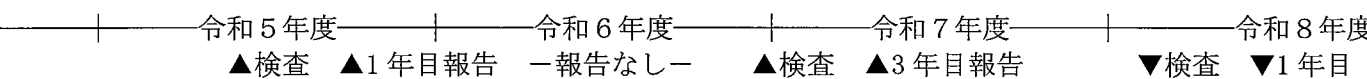
- ・令和6年度まで報告がなく令和7年度に報告がなされたものは、令和7年度が初年度になります。



- ・令和6年度は大臣項目がなく令和7年度に大臣項目の報告がなされたものは、令和7年度が初年度になります。



- ・令和5年度が初年度の場合は、令和6年度の報告がされていなくても令和7年度が3年目の報告になります。



・年度またぎ（3月以前に検査を行い、報告は年度をまたいで4月以降）の場合

